

# 学研労協 NEWS ニュース

## 日本学術会議の任命拒否問題——戦前の歴史を踏まえて考える——

つくば 12.8 不戦のつどい

2020年12月9日（水）にオンラインで「12.8 不戦のつどい」が開催されました。今年のつどいのテーマは「日本学術会議の任命拒否問題」と「軍事研究問題」で、茨城大学・佐々木啓氏、筑波大学・興梠克久氏の講演がありました。

佐々木氏は「日本学術会議の任命拒否問題」について「戦前の歴史を踏まえて考える」と題して講演をしていただきました。

日本学術会議は1949年研究者が戦争に協力したことの反省の上に設立されました。会員任命は日本学術会議法および国会答弁において、学術会議からの推薦に基づく「形式的任命」とされてきました。しかし、菅内閣は学術会議が推薦した105人の内6人について理由を明らかにせず、任命を拒否したのです。政府は「総合的・俯瞰的な活動」に判断したとしていますが、これら6人は出身大学や若手、女性など多様性に富んだ方々であり、全く説明になっていません。

しかし、安倍政権に批判的な活動をしてきた人だけが（不自然に）選ばれた事実があり、政府が学術の世界に介入し、批判的な意見・活動を封じ込める狙いがあるのではないかと考えられます。

それでは、戦前はどうかだったのか。1892年の「久米邦武筆禍事件」に始まり、「南北朝正閏問題（1911）」、「森戸事件（1920）」、「滝川事件（1933）」、「天皇機関説事件（1935）」などがあり、それぞれ免職などとなりました。そして1932年には「日本学術振興会」が設立され、1941年には「科学技術新体制確立要綱」が閣議決定され、科学を研究費の配分を通じて産業的・軍事的要請に応じる役割としたのです。

近年、国立大学法人制度の導入（2004）により1）「重点支援評価配分」（2016～）、2）「成果を中心とした実績状況に基づく配分」（2019～）を行い、科学技術政策を基礎研究の振興に重点を置く観点を持っていた科学技術基本法を改定し、「イノベーション」を重視するものに転換してきました。さらに、安全保障技術研究推進制度（2015～）を使った、軍事研究の推進をはじめたのです。

学問的な良心に立って政府に批判的な論陣を張る研究者を日本学術会議から排除した今回の問題は、日本学術会議法のみならず、憲法23条の定める「学問の自由」に明確に違反するものです。大学改革や、軍事研究の推進などとあわせて、研究者一人ひとりの自由な発想を国家権力に従属させる試みではないかと考えられます。

興梠氏から、「軍事研究と筑波大学」のテーマで「筑波大学軍事研究問題の経緯」、「多くの声明や報道～何が論点か～」、「学長の軍事研究に対する考え方」について話されました。



講師：佐々木 啓氏（茨城大学）

筑波研究学園都市研究機関労働組合協議会（学研労協） <http://gkn-rkyo.sakura.ne.jp/>

筑波大学は、2018年12月の「筑波大学における軍事研究に関する基本方針」で「本学は軍事研究を行わない。」としていましたが、2019年2月には「防衛装備庁『安全保障技術研究推進制度』等に係る研究資金受入審査委員会」要領を作成し、この年の秋にこの制度に応募、12月には採択されました。筑波大学学長は国立大学協会の会長であり、他の大学への影響も大きいことが考えられます。この問題に対して、軍学共同反対連絡会による反対署名を行い、日本科学者会議茨城支部・同筑波大学分会と安保法制に反対する筑波大学有志の会、研・学九条の会などが反対声明を発表し、一斉にマスコミに報道されました。学長では「アタッキングではない防衛のための研究は軍事研究には当たらない」、「日本には軍隊は存在しないので、軍事研究も存在しない」などと述べています。これらは、学術会議の見解と対立するものとなっています。



講師：興梶 克久氏（筑波大学）

12.8のつどいの「戦争体験を語り継ぎ、平和を守り活動を交流する」場として、今回のテーマは「学問の自由」と「科学者のあり方」、「軍事研究」を結びつけたもので意義深いものでした。今後もこれらの問題を考え必要に応じて様々な活動を行っていく必要があると思います。

12.8 不戦のつどい実行委員 児玉正文